

# ご存じですか？

## とうきょうとしょうがいしゃ 東京都障害者

令和7年  
7月1日施行

## じょうほう 情報コミュニケーション条例

しょうがい  
障害の種類や程度に応じた  
しゅるい  
ていど  
おう  
コミュニケーション方法の  
提供についてご理解・ご配慮を  
ていきょう  
りかい  
はいりよ  
ねが  
お願いします。



### たよう 多様なコミュニケーション手段の例

#### 手話



#### 点字



#### コミュニケーションボード



#### 絵図等の提示



### じょうれいめざすこと

- 障害の種類や程度に応じて、必要な配慮やコミュニケーション手段が異なることについて、都民の関心と理解を深めます。
- 情報通信技術の活用も含め、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを進めていきます。

東京都は、多様なコミュニケーション手段の普及啓発などに取り組んでいきます。

障害のある方への  
情報提供方法の具体例はこちら



東京都福祉局